

千葉市職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月13日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市規則第10号

千葉市職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則
千葉市職員の自己啓発等休業に関する規則（平成25年千葉市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。